

佐賀広報2019-4111

2019年10月28日

～自動車ユーザーの98%が税金を負担に思う～

自動車の税制改正に関する街頭活動を実施します

一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）佐賀支部（支部長 前田 博憲）は11月6日（水）、佐賀市にて2020年度税制改正に関する街頭活動を実施します。

今年8月9日（金）～25日（日）にJAFが自動車ユーザーに対して実施した「自動車税制に関するアンケート調査」※1では、自動車ユーザーの98%が自動車にかかる税金を負担に感じているという結果になりました。また、自動車にかかる税金には、①9兆円もの複雑で過重な税制、②極めて重い自動車関係諸税、③「当分の間税率」や「Tax on Tax」といった不合理な仕組みが存在します。

このような状況を踏まえJAF佐賀支部では、より多くの自動車ユーザーに「クルマの税金」について考えていただけるよう、クルマの税金の見直しを訴える街頭活動をおこないます。また、先述のアンケート調査結果を取りまとめた「2020年税制改正に関する要望書」※2は、政府の来年度予算編成を前に各政党、国会議員、関係省庁、自治体等へ提出する予定です。

2020年度税制改正に関する街頭活動概要

- 目的
 - （1）自動車ユーザーの声を結集し、クルマの税金の見直しを訴えるため
 - （2）より多くの自動車ユーザーに「クルマの税金」について考えてもらうため
- 実施日時
 - 2019年11月6日（水）8：00～9：00
 - ※当日悪天候の場合は翌日、翌日も悪天候の場合は延期
- 場所
 - 佐賀市駅前中央 駅南口南交差点
- その他
 - 街頭活動は、以下の団体と連携して実施します
 - （1）佐賀県自動車販売店協会
 - （2）佐賀県軽自動車協会
 - （3）自動車総連



街頭活動イメージ

※1「自動車税制に関するアンケート調査」および※2「2020年税制改正に関する要望書」は、JAFホームページよりダウンロードができます。<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/library/automobile-tax>
 ≪添付≫街頭活動配布チラシ（表・裏）

このリリースへの問い合わせは以下までお願いします。

一般社団法人 日本自動車連盟 佐賀支部 推進課 担当：下岡・和田

〒849-0921 佐賀県佐賀市高木瀬西 6-1149-5

Tel：0952(30)7000（平日 月～金曜日 9:00～17:30）

https://www.jaf.or.jp/CGI/request/rq_form.cgi ⇒



街頭活動配布チラシ（表）

みんなで考えよう! クルマの税金

ご存じでしたか?



1

自動車ユーザーは
9兆円もの税金を
負担しています。

2

クルマを購入・所有すると
13年で**180万円**の税金を
負担することになります。

3

クルマの税金には不合理な
「**当分の間税率**」や
「**Tax on Tax**」と
いった仕組みが続いています。

自動車ユーザーの98%が自動車にかかる税金に負担を感じています
(JAFユーザーアンケートより)



- ◆ 私たちは自動車ユーザーの率直な声を政府等に届ける活動を行っています。
- ◆ 自動車ユーザーはクルマの税金に負担感や不合理さを抱いています。
- ◆ こうした声を結集して、私たちはクルマの税金の見直しを訴えていきます。

JAF(日本自動車連盟) [JAF 税制](#) [検索](#)

自動車税制改革フォーラム・自動車総連

日本自動車連盟(JAF) 日本自動車工業会 日本自動車販売協会連合会 全国軽自動車協会連合会 日本自動車部品工業会 日本自動車輸入組合 日本中古自動車販売協会連合会
全日本トラック協会 日本自動車会館 全日本自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車リース協会連合会 日本バス協会 全国通運連盟 日本自動車車体工業会
全国ハイヤー・タクシー連合会 全国レンタカー協会 日本自動車タイヤ協会 日本二輪車普及安全協会 自動車用品小売業協会 全国自動車会館連絡協議会 以上21団体 業不同

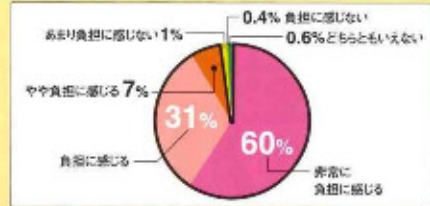
街頭活動配布チラシ（裏）

自動車ユーザーの98%が自動車にかかる税金に負担を感じています。

JAF〈自動車税制に関するアンケート調査〉結果より

Q 自家用乗用車には毎年、概ね11.67万円の税金（保有段階：自動車税、自動車重量税、走行段階：ガソリン税（揮発油税＋地方揮発油税）、消費税）[※]が課せられています。あなたはこれら自動車にかかる税金をどのように感じますか？

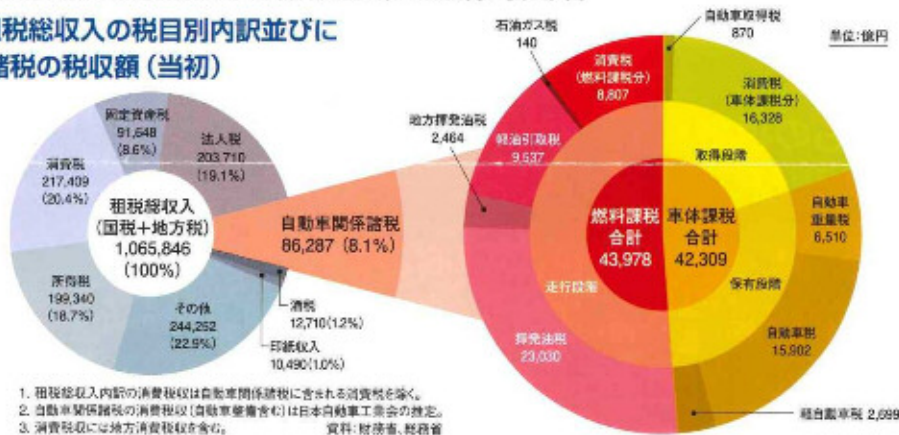
【調査対象】全国の18歳以上の自家用乗用車保有者 【調査方法】インターネット調査（JAFホームページにて実施）
 【調査期間】2019年8月6日（金）～8月25日（日） 【有効回答者数】117,329人
 ※1,000ccで車両重量1.5t以下、年間ガソリン使用量1,000Lの場合。
 【ガソリンの小売価格は調査時点の150円/Lで集計。エコカー減税等の適用外車両。】



1 9兆円にもおよぶ自動車関係諸税の税収額

自動車関係諸税は第1次道路整備五箇年計画がスタートした1954（昭和29）年度に道路特定財源制度が創設されて以来、これまで増税、新税創設が繰り返されてきました。現在自動車には9種類もの税が課せられ、ユーザーは多額の自動車関係諸税を負担しています。2019年度の当初予算では自動車ユーザーが負担する税金の総額は国の租税総収入106.6兆円の8.1%に当たる8.6兆円にもなります。

2019年度租税総収入の税目別内訳並びに自動車関係諸税の税収額（当初）



1. 租税総収入内訳の消費税率は自動車関係諸税に含まれる消費税率を除く。
2. 自動車関係諸税の消費税率（自動車重量税等）は日本自動車工業会の推定。
3. 消費税率には地方消費税を含む。資料：財務省、総務省

2 自家用車の税金は多種・多額です。

240万円の新車を購入すると、13年間使用^(※)で、約180万円の税金を負担することになります。

自家用乗用車ユーザーの場合、車両価格240万円の車を13年間使用すると、6種類の自動車関係諸税が課せられ、その負担額は合計で約180万円にもなります（自動車税制改革フォーラム試算）。さらに自動車ユーザーは、これらの税金以外にも有料道路料金、自動車保険料（自賠責および任意保険）、リサイクル料金、点検整備等多種・多額の費用を負担しています。（※）平均使用年数：自動車検査登録情報協会データより



3 不合理な「当分の間税率」や「Tax on Tax」といった仕組みが続いています。

自動車重量税等の「当分の間税率」は廃止すべきです！

「当分の間税率」は、もともと道路整備を目的とした道路特定財源としての自動車重量税等（自動車取得税・揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税）に上乗せされた「旧暫定税率」が、2009年度に一般財源化されて名前を変えたものです。道路特定財源制度が廃止され一般財源化されたことにより自動車重量税等は課税根拠を失っています。少なくとも本則税率に上乗せされた「当分の間税率（旧暫定税率）」は廃止すべきです。

二重課税などの不合理な税体系は是正すべきです！

購入時→自動車税環境性能割、消費税、保有時→自動車重量税、自動車税、軽自動車税、ガソリン税→消費税がかけられている「Tax on Tax」

自動車の購入と保有について、似かよった税が二重に課税される制度となっています（購入時には自動車税環境性能割と消費税、保有時には自動車重量税と自動車税・軽自動車税を二重に課税）。また、ガソリン税・石油ガス税等には消費税がかけられています（税に税がかけられる：Tax on Tax）。

2019年10月からクルマの税が変わります。

- ① **新車の「自動車税」が毎年減税。**
2019年10月1日以降に購入された新車（自家用乗用車（登録車））
- ② **「自動車取得税」が廃止、新たに導入される「環境性能割」が1%軽減。**
2019年10月1日～2020年9月30日まで

●「環境性能割」
2019年10月以降、自動車の購入時に環境性能に応じて課税する「環境性能割」が導入されます。新車・中古車とも対象となり、省エネ法の燃費基準達成度などに応じた税率が取得価額に対して課税されます（取得価額が50万円以下は免税）。なお、2019年10月1日から1年間限定で、税率が1%分軽減されます。

